



**記述・  
年内パワーアップ答練**

**ガイダンス**

**解説書**

**択一式**

**辰巳法律研究所** Tokyo/Yokohama/Nagoya/Osaka/Kyoto/Fukuoka  
WEBスクール : <https://tatsumi-ws.com/>

<http://www.tatsumi.co.jp/>

# この解説書の利用方法

## 1. 【ここで見抜く】

正誤の判断のキメ手になるポイントを掲載しています。ここを確認すれば、どこが誤りなのか、明確に分かります。

## 2. 【出題頻度】

- ◎…直近5年間で2回以上本試験で出題されている論点をメインに扱う問題です。近年の本試験でよく出題される分野ですので、間違えた場合は最優先で復習しましょう。
- …過去3回以上本試験で出題されている論点をメインに扱う問題です。本試験頻出分野ですので、今後も出題が予想されます。間違えた場合には注意しましょう。

## 3. 【出題ポイント】

各問題の肢で聞かれている知識の内容を分類して表示しています。例えば、条文知識を問う肢が3つある場合は「条文知識：3」と表示されます。

## 4. 【コメント】

復習の際の参考としていただくために、問題作成者によるコメント(本試験の出題傾向、出題意図、解答の際の注意点など)を掲載しています。出題の背景を知ること、演習の効果がさらに増します。

## 5. 【類似過去問】

各問題コメント欄の下にある【類似過去問】では、その問題に関連する過去問を表示しています。

## 6. 【関連】

各肢の解説末尾に、関連過去問肢の番号を掲載しています。出題実績のある重要肢のチェックにご活用ください。

## 7. 【本問のキメ肢】

主に、キメ肢が解答時間短縮等に役立つ問題について掲載しております。

## 8. 【学習の指針】

関連する分野のまとめなどを適宜掲載しています。

第2問	役員の資格等	目標解答時間	DATEを記入	/	/	/	出題頻度
		1分30秒	チェック				○
〈出題ポイント〉 条文知識：5 判例知識：0 先例知識：0 学説：0 その他：0							

株式会社の役員の資格等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法人が取締役や監査役となることはできないが、法人が会計参与や会計監査人となることができる場合がある。

イ 指名委員会等設置会社の監査委員は、当該株式会社の支配人を兼ねることはできないが、報酬委員は、当該株式会社の支配人を兼ねることができる。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でも、取締役になることができる。

エ 会社法違反の罪を犯し、禁錮以上の刑に処されたが、執行猶予の期間を満了した者でも、取締役になることができる。

オ 親会社の会計参与が子会社の会計参与を兼ねることはできない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

第 2 問	役員の資格等	科 目	正解 3
		会社法	

## 【コメント】

役員等の欠格事由や兼任禁止規定についての出題です。会社法上の役員等の地位については、兼任禁止や欠格事由に関するさまざまな規定が置かれています。当該株式会社内での兼務に関する規定と親会社・子会社間における兼務に関する規定の区別、それと、できれば欠格事由と兼任禁止規定の区別を押さえることが望ましいです。たとえば、監査役は子会社の会計参与を兼ねることができないというのが兼任禁止規定ですが、当該株式会社の監査役及び子会社の監査役は、会計参与になることができない、という規定は、会計参与の欠格事由を定めたものとされています。

類似過去問	平 7-32, 平 15-34, 平 18-31, 平 20-34, 平 22-29, 平 23-31, 平 24-31
-------	--

ア正しい。本記述は、会社法 331 条 1 項 1 号、335 条 1 項、333 条、337 条により正しい。法人であることは欠格事由に当たるので、法人が取締役及び監査役となることはできない（会社法 331 条 1 項 1 号、335 条 1 項）。他方、監査法人は会計参与及び会計監査人となることができ、税理士法人は会計参与となることができ（会社法 333 条、337 条参照）。なお、法人は、指名委員会等設置会社の執行役になることもできない（会社法 402 条 4 項）。ちなみに、株式会社の発起人や持分会社の社員には、法人もなり得る（会社法 27 条 5 号及び 576 条 1 項 4 号における「名称」という文言を参照）。

【関連：平 22-29-エ】

イ誤り。【ここで見抜く】本記述は、報酬委員は、当該株式会社の支配人を兼ねることができるとする点で、誤っている。

指名委員会等設置会社の指名委員、監査委員及び報酬委員は、いずれも取締役の中から選定される（会社法 400 条 2 項）。そして、指名委員会等設置会社の取締役は、当該株式会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない（会社法 331 条 4 項）。よって、監査委員が支配人を兼ねることができないとする本記述の前段は正しいが、報酬委員が支配人を兼ねることができるとする本記述の後段は誤っている。なお、監査委員は、子会社の支配人その他の使用人等を兼ねることもできない（会社法 400 条 4 項）。

【関連：平 20-34-ア】

ウ正しい。平成 18 年 5 月 1 日の会社法施行前には「破産手続開始の決定を受け復権していない者」は、取締役の欠格事由とされていたが（会社法施行前の商法 254 条の 2 第 2

号)、**会社法では取締役の欠格事由から除外された**。中小企業が破産した場合において、経営者が会社の債務について個人保証をしていた結果、経営者自身も破産する羽目に陥り、復権に時間がかかるケースが多数見られ、早期に破産者に経済的再生の機会を与えることが国民経済上有用である、との観点からである。したがって、本記述は正しい。なお、破産手続開始の決定は、委任の終了事由に該当するため（民法 653 条 2 号）、取締役が破産手続開始の決定を受けた場合は、その地位を失う（会社法 330 条）。

【関連：平 22-29-ア】

**エ正しい。刑事罰を受けた者に係る取締役の欠格事由については、①会社法及び一般法人法その他会社法秩序に関連する一定の罪を犯し、刑に処せられた場合と②それ以外の法令違反により禁錮以上の刑に処せられた場合が区別される**（会社法 331 条 1 項 3 号、4 号）。①の場合、**執行猶予中の者も欠格事由に該当し**、また、刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過するまでの者も欠格事由に該当する（会社法 331 条 1 項 3 号）。これに対し、②の場合、執行猶予中の者は欠格事由に該当せず、また、刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった者は、直ちに欠格事由に該当しなくなる（会社法 331 条 1 項 4 号）。本記述では、①の場合において、執行猶予期間を満了した者が欠格事由に該当するか否かが問題になるが、**執行猶予期間を満了したときは刑の言渡しが効力を失うので**（刑法 27 条）、**満了時に欠格事由に該当しなくなる**とされている。したがって、本記述は正しい。

【関連：平 22-29-オ】

**オ誤り**。株式会社又はその子会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人は、当該株式会社の会計参与となることはできない（会社法 333 条 3 項 1 号）。当該会社又は子会社の取締役、執行役、使用人であることが会計参与の欠格事由とされるのは、会計参与は、会社の業務執行から独立した立場にいる必要があるからである。また、当該会社の監査役であることが会計参与の欠格事由とされているのは、自らが会計参与として作成に関与した計算書類等を監査させるのは、適当ではないからである。しかし、**親会社の会計参与が子会社の会計参与となること及びこれらの地位を兼任することを禁止する規定はない**。よって、親会社の会計参与が子会社の会計参与を兼ねることはできる。したがって、本記述は誤っている。

【関連：平 24-31-イ】

以上により、誤っている記述はイとオであり、したがって、正解は肢 3 となる。

【本問のキメ肢】

株式会社の役員等の資格等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

**正** ア 法人が取締役や監査役となることはできないが、法人が会計参与や会計監査人となることができる場合がある。⇒**会社法 331 条 1 項 1 号, 335 条 1 項, 333 条, 337 条。**

**誤** イ 指名委員会等設置会社の監査委員は、当該株式会社の支配人を兼ねることはできないが、報酬委員は、当該株式会社の支配人を兼ねることができる。⇒**指名委員会等設置会社の指名委員, 監査委員及び報酬委員は、いずれも取締役の中から選定され、指名委員会等設置会社の取締役は、当該株式会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。**

~~1 イ~~      ~~2 エ~~      **③ ①オ**      4 ウエ      5 ウオ  
→正解 3

第3問	取締役の責任	目標解答時間	DATEを記入	/	/	/	出題頻度
		3分30秒	チェック				○
〈出題ポイント〉	条文知識：5	判例知識：0	先例知識：0	学説：0	その他：0		

取締役（監査等委員会設置会社の監査等委員でない取締役であつて、競業又は利益相反取引について監査等委員会の承認を受けた者を除く。）の株式会社に対する損害賠償責任に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 取締役が自己のために株式会社と取引を行い、これによって損害が生じた場合、任務を怠ったものと推定されるが、当該任務懈怠が当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明すれば、損害賠償責任を免れることができる。
- イ 社外取締役が自己のために株式会社と取引を行い、これによって損害が生じた場合であっても、定款に定めた額の範囲内で、あらかじめ株式会社が定めた額と会社法に定めのある最低責任限度額のいずれか高い額を当該社外取締役の責任の限度額とする契約が締結されていたときは、善意無重過失の当該社外取締役は、当該責任の限度額の範囲内でしか損害賠償責任を負わない。
- ウ 取締役が第三者のために株式会社と取引を行い、これによって損害が生じた場合、当該取引の承認に係る取締役会の決議に賛成した他の取締役も任務を怠ったものと推定され、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うが、総株主の同意によってこの責任の全部を免除することができる。
- エ 株主の権利の行使に関し、取締役が当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益の供与をした場合、利益の供与をした取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しても、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負うが、総株主の同意によらなければ、この責任を免除することができない。
- オ 剰余金の配当が分配可能額を超えてされた場合、配当を行った取締役は、職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しなければ、交付された金銭等の帳簿価格に相当する金額を賠償する責任を免れることができないが、総株主の同意があれば、配当時の分配可能額を限度とする責任の一部免除をすることができる。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

第3問	取締役の責任	科目	正解 1
		会社法	

【コメント】

直近の本試験では利益相反取引に関連して対話形式で問われた、取締役の会社に対する損害賠償責任に関する出題です。任務懈怠に関する責任については、定款で定めることによって取締役会の決議等による責任一部免除や責任限定契約の締結が可能になり、これらの定めは登記事項とされています（会社法 423 条 1 項以下）。この一般的な責任（記述アからウまで）のほか、会社法（午前の部択一式）対策として、剰余金の配当に関する責任（会社法 462 条 1 項）や株主の権利の行使に関する利益の供与に関する責任（会社法 120 条 4 項）があり（記述エ、オ）、これらは定款の定めによる責任の一部免除や制限の対象にならないことにも注意を要します。	
類似過去問	平 1-34, 平 6-31, 平 10-33, 平 14-30, 平 30-30

**ア誤り。**取締役が自己のために会社と取引を行い、当該取引によって会社に損害が生じた場合、当該行為の利益相反の度合いが著しく高いため、任務懈怠が推定される（会社法 423 条 3 項）とともに、会社に対する損害賠償責任が加重され、無過失責任であるとされている（会社法 428 条 1 項）。よって、**自己のために会社と利益相反取引を行った取締役は、任務懈怠が自己の責めに帰することができない事由によるものであることをもって会社に対する損害賠償責任を免れることはできない。**したがって、本記述は誤っている。

【関連：平 30-30-ウ】

**イ誤り。**取締役（業務執行取締役等を除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（非業務執行取締役等）については、定款の定めに基づき、会社と非業務執行取締役等との契約によってその責任の限度額を定めることができる（会社法 427 条 1 項）。社外取締役は、「取締役（業務執行取締役等を除く。）」に該当する（会社法 2 条 15 号イ参照）から、かかる責任限定契約を会社と締結することができる。これは、いくら賠償責任を負わされるかの予測を可能にして、社外取締役等に就任しやすくするための制度である。しかし、**自己のために会社と直接取引をした社外取締役について、上記の契約によって責任が限定されることはない**（会社法 428 条 2 項）。したがって、本記述は誤っている。なお、上記取引の相手方である取締役の責任について、会社法 425 条から 427 条までの規定による一部免除や責任の制限は認められてないが（会社法 428 条 2 項）、総株主の同意による免除（会社法 424 条）は可能とされている。

【関連：平 30-30-エ】



ウ正しい。本記述は、会社法 423 条 1 項、3 項 3 号、424 条により正しい。利益相反取引によって株式会社に損害が生じた場合、当該利益相反取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役もその任務を懈怠したものと推定されるので、会社に対し損害賠償責任を負う（会社法 423 条 1 項、423 条 3 項 3 号）。もっとも、総株主の同意によって、その損害賠償責任の全部を免除することができる（会社法 424 条）。

【関連：平 1-34-4】

エ正しい。本記述は、会社法 120 条 4 項、5 項により正しい。株式会社が株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することは禁止されている（会社法 120 条）が、この規定に違反して、株主の権利の行使に関し利益供与が行われた場合、当該利益供与に関与した取締役・執行役（以下取締役等）は、株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う（会社法 120 条 4 項）。この義務を負うべき者は利益供与に関与した取締役等で、この責任は過失責任であるが、立証責任は取締役等の側が負い、取締役等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しなければならない。ただし、実際に利益供与をした取締役等の責任は無過失責任であるとされている（会社法 120 条 4 項ただし書）。そして、この取締役等の利益相当額を支払う義務については、総株主の同意がなければ、免除することはできない（会社法 120 条 5 項）。

【関連：平 10-33-ア】

オ正しい。本記述は、会社法 462 条 3 項により正しい。違法な剰余金の配当がされた場合、当該行為に関する職務を行った業務執行者及び、当該行為が株主総会または取締役会決議に基づき行われた場合には、その議案を提案した取締役は、会社に対して連帯して、交付された金銭等の帳簿価格に相当する金額を賠償する責任を負う。この責任は過失責任とされるが、無過失の立証責任は取締役側が負い、取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しなければ、責任を免れることはできない（会社法 462 条 2 項）。また、取締役等の会社に対する責任は総株主の同意があれば免除することができるが、違法配当に関する責任については、免除することができないとされている（会社法 462 条 3 項本文）。しかし、総株主の同意があれば、配当時の分配可能額を限度として、この責任を免除することができる（会社法 462 条 3 項ただし書）。

以上により、誤っている記述はアとイであり、したがって、正解は肢 1 となる。

【MEMO】

第4問	募集株式の発行	目標解答時間	DATEを記入	/	/	/	出題頻度
		2分30秒	チェック				○
〈出題ポイント〉	条文知識：5	判例知識：0	先例知識：0	学説：0	その他：0		

募集株式の発行等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は考慮しないものとする。

ア 公開会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、当該株式が譲渡制限株式会社であるときは、当該譲渡制限株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を得る必要がある。

イ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合において、ある株主が割当てを受けるべき募集株式の数に1株に満たない端数があるときは、当該端数は当然に切り捨てられる。

ウ 取締役会設置会社以外の会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、株主総会の特別決議により、取締役が募集事項の決定を委任することができる。

エ 種類株式発行会社が、ある種類の株式を有する株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、当該株主が有する種類の株式と別の種類の株式を割り当てる旨を定めることはできない。

オ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、当該募集株式の引受けの申込期日の2週間前までに、割当てを受ける権利を有する株主に対し、当該株式の募集事項等を通知しなければならないが、この通知は公告をもって代えることができる。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

第 4 問	募集株式の発行	科 目	正解 4
		会社法	

【コメント】

募集株式の発行の手続については、それが株主割当ての方法による場合か否か（商業登記に関する文献では、「株主割当て」以外の場合を「第三者割当て」と呼ぶのが通常ですが、会社法の講学上「公募」「縁故募集」などと細分化して説明がされることもあります。）、また、発行する株式会社が公開会社か否かで場合分けをして押さえることがポイントです。択一式の出題傾向として、これらの区別ができていのかどうか聞かれることも稀ではありません（記述ア、ウ）。

類似過去問 平 2-32, 平 5-34, 平 20-29

ア誤 り。【参照】会社法 202 条 5 項

【ここで見抜く】本記述は、当該譲渡制限株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を得る必要があるとしている点で、誤っている。

種類株式発行会社において募集株式を発行する場合、当該株式が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定は、当該種類株主総会決議がなければ、その効力を生じない（会社法 199 条 4 項本文）。しかし、この規定は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合について、その適用を除外されている（会社法 202 条 5 項）。

イ正しい。本記述は、会社法 202 条 2 項により正しい。株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、当該株式会社を除く株主はその有する株式の数に応じて募集株式の割当てを受ける権利を有する（会社法 202 条 2 項本文）。ただし、当該株主が割当てを受ける募集株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとされている（会社法 202 条 2 項ただし書）。株式会社の事務処理上の負担を軽減する趣旨である。

【関連：平 23-29-オ】

ウ誤 り。公開会社でなく取締役会を設置していない株式会社が株主割当ての方法により募集株式を発行する場合において、募集事項及び株主割当てに関する事項（会社法 199 条 1 項、202 条 1 項）は、取締役の決定によって定めることができる旨の定款の定めがあるときは、取締役の決定によって、そのような定めがないときは、株主総会の決議によって、定めなければならない（会社法 202 条 3 項 1 号、4 号）。株主総会の決議によって取締役に募集事項等の決定を委任できる旨の規定はない（会社法 202 条 5 項参照）。したがって、本記述は誤っている。なお、第三者割当ての方法

により募集株式を発行する場合は、株主総会の特別決議により、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる（会社法 200 条 1 項前段、309 条 2 項 5 号）。

【関連：平 20-29-エ】

エ正しい。本記述は、会社法 202 条 1 項 1 号により正しい。種類株式発行会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、割当てを受けることができる株式は、**当該株主の有する種類の株式と同一種類のものである**（会社法 202 条 1 項 1 号括弧書）。株主の有する種類の株式と別の種類の株式を割り当てる場合は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合に該当せず、第三者割当ての方法によるものとして、通常の募集株式の発行の手続（会社法 199 条）が必要である。したがって、本記述は正しい。

オ誤り。【参照】会社法 202 条 4 項

【ここで見抜く】本記述は、通知は公告をもって代えることができるとしている点で、誤っている。

株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込期日を定めた場合（会社法 202 条 1 項 1 号、2 号）、株式会社は引受けの申込期日の 2 週間前までに、割当てを受ける株主に対し、①募集事項、②当該株主が割当てを受ける募集株式の数及び③申込期日を通知しなければならず（会社法 202 条 4 項）、**この通知は、公告をもって代替することができない**。この通知は、各株主に申込みの機会を与えるためのものだからである。なお、公開会社が第三者割当ての方法によって募集株式を発行する場合において、取締役会の決議で募集事項を定めたときにおける募集事項の通知（会社法 201 条 3 項）については、公告をもって通知に代えることができる（同条 4 項）。

【関連：平 5-34-オ】

以上により、正しい記述はイとエであり、したがって、正解は肢 4 となる。

【MEMO】

第5問	役員変更の登記①	目標解答時間	DATEを記入	/	/	/	出題頻度
		3分00秒	チェック				—
〈出題ポイント〉 条文知識：1 判例知識：0 先例知識：0 学説：0 その他：4							

役員等の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に明示されていない限り、役員の数について定款の別段の定めはないものとする。

ア 定款で取締役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定めている会社において、ある取締役がその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時の経過後に辞任した場合、当該取締役の辞任の登記の申請書には、辞任を証する書面のほか、定款を添付しなければならない。

イ 監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを適法に設けている公開会社でない会社（監査役会設置会社でない監査役設置会社）に監査役Aがある場合において、当該会社が大会社となり、これに伴って必要とされる定款変更及び監査役Bの選任の決議を行い、Bの就任承諾があったときは、監査役Aの退任の登記の申請をしなければならない。

ウ 会計監査人Cの辞任により会計監査人がなくなった場合において、仮会計監査人が就任していないときであっても、会計監査人Cの辞任の登記の申請をすることができる。

エ 取締役の中から代表取締役を定めた後、当該代表取締役が欠けた場合、定款に「当会社が取締役2名を置き、取締役の互選により代表取締役1名を置く。」との定めがある会社においては、残存する他の取締役について「代表権付与」を原因とする代表取締役の変更の登記を申請しなければならない。

オ 取締役会設置会社の定めを廃止するとともに代表取締役の互選規定を定め、従前の代表取締役Dを取締役の互選により代表取締役に選定し、Dの就任承諾があった場合であっても、代表取締役Dの重任の登記の申請をすることを要しない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

第5問	役員変更の登記①	科目	正解 2
		商業登記法	

【コメント】

<p>株式会社における役員等の変更登記，つまり，取締役，代表取締役，監査等委員である取締役，会計参与，監査役，会計監査人，指名委員会等の委員，執行役，代表執行役に関する変更の登記は，商業登記法の学習の上で一つの山場といえるでしょう。このジャンルからはほぼ毎年択一式で出題される上，記述式答案の作成上も必ずと言っていいほど問題とされます。</p>	
類似過去問	平 25-33，平 26-34

ア誤り。【ここで見抜く】本記述は，定款を添付しなければならないとする点で，誤っている。

辞任をすることができる役員は，任期中の者だけである。そこで，取締役が会社法所定の任期の経過後に辞任する場合において，在任中であることを任期の伸長に係る定めのある記載のある定款の添付によって証明しなければならないか否かが問題になる。この点，辞任の旨の記載のある辞任届等以外に，任期を伸長する旨の定めを設ける定款変更を証する株主総会議事録や当該定めのある定款の添付は不要とされている。

イ正しい。本記述は，会社法 336 条 4 項 3 号により正しい。監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定している会社が，大会社となり，これに伴って必要とされる定款変更を行ったという記述から以下のことが判断できる。①会計監査人が設置されたこと（会社法 327 条 5 項，328 条により監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社を含む大会社（公開会社か否かを問わない。）は，全て会計監査人を置かなければならない。）。②会計監査人設置会社は監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを置くことができないので（会社法 389 条 1 項括弧書），当該定款の定めを廃止する決議をしたこと（又は，明示的に当該定めを廃止の決議をしなくても，①の会計監査人設置会社の定めの設定により，その定め効力が失われたこと）。そして，①又は②の定款変更に伴い任期中の監査役は任期満了により退任することになる（会社法 336 条 4 項 3 号）。よって，本記述の監査役 A は任期満了により退任し，後任の監査役 B が就任することによって権利義務監査役（会社法 346 条 1 項）となることもないので，A の退任の登記を申請しなければならない。

ウ正しい。会計監査人には，取締役・会計参与・監査役などの役員と異なり，任期満了又は辞任により役員を欠き，又は法令若しくは定款に定める役員員数を欠くことになった場合における権利義務役員規定の適用がない（会社法 346 条 1 項，329 条 1 項



参照)。よって、後任の会計監査人が就任していない場合であっても、会計監査人の辞任の登記の申請をすることができる。また、会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役（監査役会設置会社においては監査役会）は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（会社法 346 条 4 項、6 項）とされているが、会計監査人の退任（辞任）の登記と仮会計監査人の就任の登記とを同時に申請しなければならないという規定はなく、会計監査人の退任（辞任）の登記のみを申請することもできる。したがって、本記述は正しい。

**エ誤り。**取締役の中から代表取締役を定めた後、当該代表取締役が欠けた場合において、定款に「当会社に取締役 2 名を置き、取締役の互選により代表取締役 1 名を置く。」と定めてあるときは、必ず取締役を 2 名選任し、そのうちの 1 名を必ず互選で定める趣旨であり、他の取締役の代表権が当然に復活するわけではないので（登研 646P. 118）、残存する他の取締役について登記原因を「代表権付与」とする代表取締役の変更の登記を申請することはできない。したがって、本記述は誤っている。なお、取締役の中から代表取締役を定めた後、当該代表取締役が欠けた場合において、定款に「当会社に取締役 2 名以内を置き、取締役の互選により代表取締役 1 名を置く。」と定めているときは、「取締役が 2 名の場合には、そのうちの 1 名を互選で定め、取締役が 1 名の場合には当然にその者が代表取締役になる」趣旨と解されるため、定款を添付して、残存する他の取締役について登記原因を「代表権付与」とする代表取締役の変更の登記を申請することができる。

【関連：平 26-34-ウ】

**オ正しい。**取締役会を廃止して、取締役の互選により従前の代表取締役を選定した場合には、登記実務上、当該代表取締役には変更は生じないものとして取り扱われている。代表取締役の選定行為があっても、それは一度代表権を失って再度代表取締役となったというより、引き続き代表取締役であることを確認する決議をしたものとするのが会社の合理的意思と判断できるからである。よって、取締役会設置会社の定め廃止の登記の申請をすれば足り、従前の代表取締役の重任の登記の申請をすることを要しない。したがって、本記述は正しい。なお、このように代表取締役に関する登記の申請を要しない場合、当該取締役会設置会社の定め廃止の登記の申請の添付書類として、定款変更に係る株主総会議事録を添付する必要はあるが、互選規定を定めた定款、代表取締役を選定した互選書及び代表取締役の就任承諾書を添付することを要しないと解されている。

以上により、誤っている記述はアとエであり、したがって、正解は肢 2 となる。

㊦ 学習の指針

【役員の変更】

□□ 取締役を選任した株主総会の決議において、当該選任決議の効力の発生時期を遅らせた場合、その取締役の任期は、選任決議によって定めた効力発生日から起算される。

誤り。任期の起算点は事行為としての株主総会の選任決議時とされており、その効力発生時期を遅らせたとしても、任期を起算すべき日に影響はない。

□□ 事業年度を変更したことにより、在任取締役が任期満了により退任する予定である定時株主総会の時期が繰り上げられた場合、在任取締役の任期もその定時株主総会の終結時に満了する。

正しい。昭 35. 8. 16 民 4. 146

□□ 定時株主総会の終結と同時に辞任する取締役が、当該定時株主総会において再選され、直ちに就任承諾した場合、その取締役について、重任ではなく、辞任及び就任による変更の登記を申請しなければならない。

正しい。取締役の重任とは、任期満了による退任で時間を置かず就任することをいう。

□□ 監査役会設置会社の定めを廃止した場合、在任中の監査役は任期満了により退任する。

誤り。監査役を置く旨の定款の定めを廃止した場合、監査役の任期が満了する。会社法 336 条 4 項参照

□□ 役員が欠けた場合において予選された補欠役員の就任による変更の登記を申請するときは、当該登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

誤り。補欠役員を予選しうること自体は定款で定める必要はない（会社法 329 条 3 項）。ただし、予選の効力を有する期間を伸長する旨の記載のある定款の添付が必要な場合がある（商登規 61 条 1 項、会社施行規 96 条 3 項）。

□□ 取締役としての権利義務を有する者が死亡した場合、その死亡の日付で退任の登記を申請しなければならない。

誤り。本来の退任事由である任期満了又は辞任の日を退任年月日としなければならない（昭 39. 10. 3 民甲 3197）。員数を満たす後任者の就任に伴って退任の登記をする場合でも同様である（昭 31. 4. 6 民甲 746）。

第6問	役員変更の登記②	目標解答時間	DATEを記入	/	/	/	出題頻度
		3分30秒	チェック				—
〈出題ポイント〉	条文知識：3	判例知識：0	先例知識：2	学説：0	その他：0		

役員等の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 監査役A, B, C及びDの4名を置く監査役設置会社において、監査役A及びBのみが社外監査役の要件に該当する場合、当該会社が新たに監査役会を置く旨の定款の変更をしたとしても、新たに社外監査役の要件に該当する監査役1名を選任し、その就任による変更の登記と併せて申請するものでなければ、監査役会設置会社の定めの設定の登記を申請することはできない。
- イ 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定を設けようとする株式会社に最終完全親会社等に該当する株式会社がある場合、当該定めの設定の登記の申請書には、当該株式会社における定款変更の決議に係る株主総会の議事録だけでなく、最終完全親会社等である株式会社における承認決議に係る株主総会の議事録をも添付しなければならない。
- ウ 取締役A, B及びCがいる取締役会を置かない株式会社において、取締役の全員が各自会社を代表していた場合において、定款を変更して取締役会を設置し、取締役会の決議で代表取締役Aを選定したときは、Aについては代表取締役の就任の登記、B及びCについては、代表取締役の代表権喪失による退任の登記を申請することを要する。
- エ 同時期に就任した取締役A, B及びCがある場合において、増員取締役としてDが就任した後に、取締役A, B及びCの任期満了退任に係る定時株主総会において「増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする」旨の定款の変更を行い、取締役全員を再選したときは、Dの選任時から起算してその法定任期が満了していないときであっても、当該定時株主総会の終結の日における取締役A, B, C及びDの任期満了による退任及び就任に基づく重任の登記を申請することができる。
- オ 指名委員会等設置会社の定めを設けた場合において、報酬委員の過半数を会社の執行役に選任しているときは、指名委員会等設置会社の定めの設定の登記を申請することはできない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

第 6 問	役員変更の登記②	科 目	正解 5
		商業登記法	

【コメント】

<p>取締役会設置会社である旨や監査役設置会社である旨などの設定は、株式会社の登記記録上、役員に関する事項（役員区）ではなく、それとは別に、会社状態区に記録されます。これら役員区と会社状態区の登記については、たとえば、取締役設置会社となる場合であれば、3名以上の取締役の就任の登記がなければ、設定の登記のみでは受理されない、等の関係があることを押さえておきましょう（記述ア，オ）。</p>	
類似過去問	なし

**ア誤り。** 監査役会設置会社は、監査役3名以上を置き、そのうち半数以上が社外監査役でなければならない（会社法 335 条 3 項）。よって、新たに監査役会を置く旨の定款の変更を行った場合であっても、この条件を満たす監査役の登記がなければ、監査役会設置会社の定めの設定の登記を申請することはできない。本記述においては、監査役が4名あり、その半数が社外監査役の要件を満たすのであるから、新たに社外取締役を増員し、その就任の登記をする必要はなく、（社外監査役の登記がされていない場合には、社外監査役である旨の登記と併せて）監査役会設置会社の定めの設定の登記を申請すれば足りる。したがって、本記述は誤っている。

**イ誤り。** 定款の定めに基づき取締役の過半数の同意又は取締役会の決議によって取締役等の責任の一部免除を行う場合において、当該株式会社に「最終完全親会社等」があり、免除すべき責任が「特定責任」に当たるときは（会社法 426 条）、最終完全親会社等の株主も異議を述べるができる場合がある（会社法 426 条 7 項）。しかし、取締役等の責任免除に関する規定を設ける段階では、取締役等の責任を免除するか否かや免除すべき責任が特定責任の要件に該当するか否かは定まっていない。そのため、**取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定を設ける定款変更の時点で当該株式会社に最終完全親会社等がある場合であっても、当該株主総会の決議に加え、当該最終完全親会社等の株主総会の決議を得る必要はないとされている**（『一問一答平成 26 年改正会社法』P.179, 同書第 2 版 P.198）。よって、取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定の登記の申請書に、最終完全親会社等の株主総会議事録を添付する必要はない（商登法 46 条 2 項参照）。したがって、本記述は誤っている。なお、株主総会の特別決議による取締役等の責任の一部免除を行う場合において、当該責任が特定責任であるときは、当該株式会社の株主総会決議に加え、最終完全親会社等の株主総会の決議を得る必要がある（会社法 425 条 1 項）。

ウ誤り。【参照】平 18. 4. 26 民商 1110

【ここで見抜く】本記述は、代表取締役Aの就任の登記を申請しなければならないとしている点で誤っている。

各自代表の会社が、取締役会を設置し、取締役（A、B及びC）の中から代表取締役（A）を選定したときは、他の取締役（B及びC）は、会社を代表しなくなる（会社法 349 条 1 項ただし書）。この場合、代表取締役に選定されない従前の代表取締役（B及びC）の退任の登記のみを申請すればよく、既に代表取締役として登記されているAについては、何ら登記を申請することを要しない（平 18. 4. 26 民商 1110 「会社法の施行に伴う商業登記記録例」P. 70）。したがって、本記述は誤っている。

エ正しい。本記述は、昭 37. 10. 15 民 4. 215 により正しい。定款を変更して「補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間とする」旨の規定を設けた場合は、その定款変更の前に補欠又は増員により選任された取締役にも効力を及ぼす（昭 37. 10. 15 民 4. 215）。よって、補欠又は増員により選任された取締役以外の取締役の任期満了に係る定時株主総会でその定めを設けた場合、増員・補欠役員を含む全取締役の任期満了による改選を行い、その登記を申請すべきこととなる（昭 37. 10. 15 民 4. 215）。

オ正しい。指名委員会等設置会社にあつては、各委員会の委員の過半数は社外取締役でなくてはならない（会社法 400 条 3 項）。社外取締役とは、株式会社の取締役であつて、**当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと**、さらに、過去 10 年内に当該株式会社又は子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人になったことがないことその他の要件を満たすものをいう（会社法 2 条 15 号）。このような規定があるのは、取締役会及び各委員が協力して執行役の業務の監督をするということが期待されているからである。報酬委員である取締役の過半数が執行役である場合には、報酬委員会に社外取締役が過半数存在しないこととなるため、指名委員会等設置会社の設定の登記はできない。したがって、本記述は正しい。

以上により、正しい記述はエとオであり、したがって、正解は肢 5 となる。

## ㊦ 学習の指針

### 【会計監査人・仮会計監査人の登記】

会計監査人は会社の機関であるが、同じく会社の機関である「役員」（取締役・会計参与・監査役）との違いに注意してほしい。

#### 1 会計監査人の就任

会計監査人は、公認会計士又は監査法人を前提資格とする（会社法 337 条 1 項）。

会計監査人の選任は、株主総会の普通決議によって行う。役員の選任決議については、定足数についての定款の定めに関する制約があり、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 未満の割合とすることができない（会社法 341 条）。これに対し、会計監査人の選任は、通常の普通決議（会社法 309 条 1 項）で足り、定款の定めにより、定足数を 3 分の 1 未満とし、又は完全に排除することもできる。

#### 2 会計監査人の自動再任

会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが（会社法 338 条 1 項）、任期満了する定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる（同条 2 項）。

#### 3 仮会計監査人の選任

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役等は、一時会計監査人の職務を行うべき者（仮会計監査人）を選任しなければならない（会社法 346 条 4 項、6 項、7 項、8 項）。また、その就任の登記は、会社の申請によってする。

これに対し、役員については、一時役員の職務を行うべき者（仮取締役等）の選任は、利害関係人の申立てにより裁判所が行い、その登記も裁判所書記官の嘱託による。

会計監査人については、それが欠けた場合又は定款で定めたその員数が欠けた場合において、任期満了又は辞任により退任した者が、新たに選任された者が就任するまで、なお当該地位にある者としての権利義務を有する旨の規定はない（会社法 346 条 1 項参照）。

## 添付書面

		1 会計監査人の就任の登記	2 会計監査人の重任の登記	3 仮会計監査人の就任の登記
①	株主総会議事録	要	要	—
②	就任承諾書	要	不要	要
③	会計監査人が法人でないとき 資格証明書	要	要	要
④	会計監査人が法人であるとき 登記事項証明書	要	要	要
⑤	仮会計監査人の選任を証する書面	—	—	要

## 注意点

- ① 1 会計監査人の就任の登記については、その選任決議についての議事録を添付する（商登法 46 条 2 項）。2 会計監査人の自動再任について、選任決議はされないことになるが、その退任日を確認するために、定時株主総会の議事録の添付が求められる（商登法 54 条 4 項）。
- ② 2 会計監査人の自動再任については、擬制されるのは再選の決議のみであり、就任を承諾したものとみなされるわけではないが、会計監査人の地位の安定という趣旨から、通常は就任承諾があったものとみて、就任承諾書の添付は求められていない。
- ③ 公認会計士の資格を証する書面を添付する必要がある（商登法 54 条 2 項 3 号）。
- ④ 監査法人の登記事項証明書を添付する（商登法 54 条 2 項 3 号）。1 会計監査人・3 仮会計監査人の就任の登記については、（A）当該監査法人自体の登記簿上の名称と会計監査人の名称の一致を確認すること及び（B）就任承諾をした監査法人の代表者の資格を確認することがその添付が求められる趣旨である。2 会計監査人の重任の登記についても、上記（A）の趣旨から、登記事項証明書の添付が必要である。
- なお、上記のいずれの場合も、監査法人自体の主たる事務所の管轄登記所と当該株式会社の本店の管轄登記所が同じときは、登記事項証明書の添付は不要である（商登法 54 条 2 項 2 号）。
- ⑤ 3 仮会計監査人の選任を証する書面に該当するのは、会社の機関構成に応じ、監査役の選任書又は監査役会議事録又は監査委員会議事録である。











# あなたの熱意 辰巳の誠意

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）  
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F  
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335